

焼津市長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、焼津市の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談員数の維持・充実に要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、焼津市では、平成 21 年度より有資格者が 1 人増えたことが伺えます。また、常時 2 人の専任相談員を配置していることは、焼津市の人口を考慮しても、評価できることだと考えます。今後、交付金がなくなってもこのレベルを維持・充実できるよう、ご尽力いただきたく存じます。

#### 2. 消費生活講座の充実に要望いたします。

多くの消費者に消費者問題に対する関心を高めるためには、まず、消費生活講座が充実している必要があると考えます。焼津市では平成 22 年度に消費生活講座を 78 回行っていると伺っております。10 年前の講座開催数が 36 回であったことからみますと、講座の充実が図られてきたことが伺えます。今後も、出前講座を中心とした講座の開催を継続して行っていただきたいと思います。

また、焼津市で開催されている出前講座の内容は「悪質商法」に限定されています。人口規模レベルが類似している富士宮市では、消費生活講座の対象者やテーマを変えて 6 種類行っております。富士宮市のようにテーマを変えることは、様々な消費者に関心を持たせることにつながると考えられます。そのため、焼津市でも講座内容の種類を増やしていただくようご検討をお願いいたします。

#### 3. 消費者団体の育成に要望いたします。

焼津市には消費者団体があるとは伺っておりますが、さらに次世代の団体の担い手の育成に力を注いでいただきますよう要望いたします。それに向けた具体的施策として、リーダー養成講座の開設や消費者団体向けの会議室あるいは活動場所の提供などをご検討いただきたく存じます。

そもそも行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。